

- ☐居宅介護支援事業
- ☐介護予防支援事業

重要事項説明書

指定居宅サービス事業所

医療法人社団 健育会

介護老人保健施設 しおん

事業所番号 0450280086

〒986-0015

宮城県石巻市吉野町1丁目7番1号

TEL (0225) 21-5155

FAX (0225) 21-5156

医療法人社団 健育会 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業 重要事項説明書

＜令和 7 年 4 月 1 日現在＞

1 事業所の特色等

- (1) 事業の目的 : 医療法人社団 健育会が開設する介護老人保健施設しおん（以下、「事業所」といいます。）が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下、「法」といいます。）第 7 条第 18 項に規定する指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業（以下、「事業」といいます。）の、基本方針として法第 7 条第 3 項及び第 4 項に規定する要介護者・要支援者（以下、「利用者」といいます。）の立場にたったサービスが提供できるように、個々の解決すべき課題、その心身の状態や置かれている環境などに応じて保健、医療、福祉サービスの総合的、効率的な提供を図り、利用者が満足できるサービスを受けることができるように支援することを目的とします。
- (2) 運営方針 : ① 事業に従事する介護支援専門員及びその他の従業者（以下、「介護支援専門員等」といいます。）は、利用者の自立の支援及び生活の質の向上を図るための専門的な能力を十分に発揮し、支援するように心がけるものとします。
- ② 事業の実施にあたっては、関係機関である市町村や地域の在宅サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ③ 公正中立性を確保し、サービス提供主体から実質的に独立した事業所として、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントの実施に努めるものとする。
- ④ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした定期的な会議を開催し、現に抱える処遇困難ケースの処遇方針や過去に取り扱ったケースについての問題点及び改善方策等を議題として検討し、ケアマネジメントの質の向上に努めます。
- ⑤ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護及び介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

2 居宅介護支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 健育会
代表者名	竹川 節男
所在地・連絡先	(住所) 東京都板橋区桜川二丁目 19 番 1 号 (電話) 03-3233-1105 (FAX) 03-3233-1731

3 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人社団 健育会 介護老人保健施設 しおん
所在地・連絡先	(住所) 宮城県石巻市吉野町 1 丁目 7 番 1 号 (電話) 0225-21-5155 (FAX) 0225-21-5156
事業所番号	0450280086
管理者の氏名	大橋 和枝

(2) 事業所の職員体制

職種	勤務形態	人員	職務内容
管理者	常勤	1 名 (兼務)	所属職員の指導監督及び運営の総括
介護支援専門員	常勤	1 名以上 (上記 1 名兼務)	居宅介護支援及び介護予防支援業務

(3) 通常の事業の実施地域

石巻市（ただし、別紙の○地域に限る）

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日及び営業時間

営業日及び休日		営業時間
営業日	月曜日から金曜日	8：45～17：30
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日・12月30日～1月3日	—

※ただし、営業時間外も施設内の外線対応している当番事務員や夜勤看護師と連携し、24時間連絡可能体制を確保する。必要に応じ居宅介護支援専門員と連絡を取り合い利用者等の相談に対応する。

(5) ハラスメントの防止

当事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①当事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(6) 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

(7) 業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(8) 虐待防止について

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当事業所では、ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

- ②当該事務所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④当施設は、次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：ホーム長 氏名：村中 めぐみ

4 事業の内容

- (1) 利用者からの居宅(介護予防)サービス計画作成依頼を受け、利用者との面接・相談を行ない、下記の内容にて実施します。(3 - (2) 事業所の職員体制 ※ 1)
 - 1 居宅(介護予防)サービス計画の作成。
必要に応じて多様な主体により提供される日常生活全般を支援するサービス(インフォーマルサービス含)が包括的に提供されるよう地域等とも連携し作成する。
 - 2 課題分析の実施。
 - 3 居宅(介護予防)サービス原案の作成。
 - 4 サービス担当者会議の開催。
 - 5 居宅(介護予防)サービス計画の説明及び同意。
 - 6 居宅(介護予防)サービス計画の実施状況等の把握、評価。
 - 7 居宅(介護予防)サービス事業者、施設への紹介や連絡調整等。

- ※①事業の提供方法は、利用者及び利用者の家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握することにより、利用者の居宅(介護予防)サービス区分ごとの支給限度額を説明した上で、その地域における指定居宅(介護予防)サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び利用者の家族に提供し、提供される指定居宅(介護予防)サービス等の目標、その達成時期、指定居宅(介護予防)サービス等を提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅(介護予防)サービス計画作成等に関する必要な支援を行なうものとする。
- ②利用者及び利用者の家族は、指定居宅(介護予防)サービス事業者の選定にあたり、地域の複数事業者の紹介を受けることが出来ると共に、選定した事業所の内容について説明を求める事ができる。
- ③居宅(介護予防)サービス内容及び提供については、懇切丁寧な説明により、利用者及び利用者の家族の理解を得た上で、利用者及びその家族の同意を署名により確認して実施する。

5 利用料、その他の費用

- (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当事業が法定代理受領サービスであるときはその0割の額とします。
(利用者自己負担はありません。)(別 表 1)
- (2) 提供した事業が、利用者の介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、利用料金の全額を一旦お支払いいただき、事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。
後日、サービス提供証明書を市町村の窓口に提出していただき、該当する利用料金の払い戻しを受けることができます。

6 利用料等のお支払方法

- 5 - (1) で示す内容により、当事業所からの請求はありません。

7 事業所が提供する事業内容に関する苦情等相談窓口

- (別 表 2) の利用者相談窓口及び苦情申し立て機関を参照してください。

8 事故発生時及び緊急時等における対応方法

利用者に対する事業の提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、関係機関及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとします。

9 損害賠償について

- (1) 介護支援専門員等は、利用者に対する事業の提供にあたって万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることができるものとします。
- (2) 介護支援専門員等は、万が一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入します。

1 0 守秘義務

- (1) 介護支援専門員等は正当な理由が無い限り、事業の提供にあたって知り得た秘密を保持するものとします。
- (2) 介護支援専門員等が退職した後でも、在職中に知り得た秘密を漏らすことが無いように必要な措置を講ずるものとします。

1 1 個人情報の収集または提供する場合の目的及び内容

個人情報を収集または提供する場合の目的及び内容について、事業所が次の内容の場合に情報を収集または提供することに、同意書をもって同意を得るものとする。

- (1) 医療サービスを希望する場合の主治医からの意見の収集。
- (2) サービス担当者会議等における他事業所や居宅(介護予防)サービス事業所への居宅(介護予防)サービス計画等の内容を提供。
- (3) 適切な事業が提供できるように、他事業所や居宅(介護予防)サービス事業者との連絡調整に伴う情報の収集及び提供。
- (4) 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合に、居宅(介護予防)サービス計画及び実施状況に関する情報の提供。
- (5) その他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合に、居宅(介護予防)サービス計画及び実施状況に関する情報の提供。
- (6) 事業所において利用者または利用者の家族の緊急事態発生の情報を得た場合、すみやかに公的機関(救急車など)や医療機関へ連絡することでの情報の提供(緊急時シートの活用)。
- (7) 上記(1)～(6)以外に情報提供及び収集しなければならない時は、事前に利用者並びに利用者の家族に説明し、同意書をもって同意を得るものとする。

1 2 情報の保存・開示義務

- (1) 事業所は、利用者の居宅(介護予防)サービス計画及びその他の事業の提供に関する記録を整備しその完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業所の営業時間内にその事務所において、当該利用者に関する記録を閲覧でき、またはその複写物の交付を、実費相当の費用負担により受けることができますものとします。
- (3) 事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、または利用者から申し出があった場合は、当該利用者に対して直近の居宅(介護予防)サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

1 3 身体拘束の禁止に関する事項

- (1) 事業所は、事業の提供に当たっては利用者又は他の利用者の生命や身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の必要な事項を記録する者とする。

1 4 その他、留意事項

- (1) 居宅介護支援サービス利用割合については、別紙資料の通りとなります。
- (2) その他の運営に関する事項
 - ①事業所は社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るための研究・研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備します。(研修計画書の作成)
 - ・地域包括支援センター等主催の「事例検討会」等の参加
 - ・利用者の情報やサービス提供上の留意事項等の伝達等を目的とした会議を週1回以上開催。
 - ・他法人居宅支援事業所と共同で事例検討会や検討会を連携で開催。
 - ②支援困難事例にも対応可能な体制を整備する。
 - ③この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。
- (3) 居宅サービス計画に基づく居宅サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	26.73%
通所介護	15.52%
地域密着型通所介護	11.46%
福祉用具貸与	75.66%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	あくとケア石巻 27.68%	しらゆりヘルパーステーション 15.18%	ひまわり在宅ケアステーション 13.40%
通所介護	花水木デイサービスもとまち 29.23%	あん暖手デイサービスセンター 26.16%	デイサービスセンター わたのは 13.85%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター花鳥風月 37.50%	しらゆりデイサービスセンター 25.00%	通所介護事業所「湊」 25.00%
福祉用具貸与	マルイチ福祉用具機器センター 22.72%	ピース福祉機器サービス 22.40%	ホームケアゆかり 14.20%

③判定期間 (令和6年度)

☐前期 (令和6年3月1日から令和6年8月末日)

☒後期 (令和6年9月1日から令和7年2月末日)

令和 年 月 日

事業の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 宮城県石巻市吉野町1丁目7番1号

名 称 医療法人社団 健育会
介護老人保健施設 しおん
(事業所番号) 0450280086

代表者 竹 川 節 男
管理者 大 橋 和 枝 印

説明者 (所属) 介護老人保健施設 しおん
(氏名) 印

私は、本書面により、事業者から提供される事業についての重要事項の説明を受けました。
また、条項第11項(1)～(7)に記載された個人情報の収集または提供をする場合と条項
13項(1)に記載されたサービス利用割合のつての説明を受けた事も含め、これに同意します。

<利用者>

住 所 _____

氏 名

<署名代行者>

住 所

氏 名

続 柄

署名代行の理由

<家 族>

住 所

氏 名 _____ 印 _____

(別表1) 利用料及びその他の費用は、下記の通りとします。

認定区分	利用料	算定される加算	備考
要介護 1 要介護 2	10,860円	・初回加算 (※1) 3,000円(300単位/月) ・入院時情報連携加算 (I) 2,500円(250単位/月) (II) 2,000円(200単位/月) ・退院・退所加算 (I)イ 4,500円(450単位/月) (情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること) (I)ロ 6,000円(600単位/月) (情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること) (II)イ 6,000円(600単位/月) (情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること) (II)ロ 7,500円(750単位/月) (情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること) (III) 9,000円(900単位/月) (情報の提供を3回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること) ・通院時情報連携加算(50単位/月) ・ターミナルケアマネジメント加算 4,000円(400単位/月) ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円(200単位/月)	利用料の70%を算定する場合 ・利用者に居宅サービス計画の説明、並びに居宅サービス計画の利用者及びサービス担当者への交付を行わなかった場合。 ・特段の事情なく、月1回の利用者居宅訪問及び居宅サービス計画実施状況の把握と結果の記録を行わなかった場合。 ・要介護認定や要介護認定更新があった場合に、サービス担当者会議・担当者に対する照会等による居宅サービス計画内容について、担当者と検討を行わなかった場合。
要介護 3 要介護 4 要介護 5	14,110円		利用料の50%を算定する場合 ・上記内容が2ヶ月続いた場合

認定区分	利用料	算定される加算	備考
要支援 1 要支援 2	4,720円	・初回加算 (※1) 3,000円(300単位/月)	

◆継続計画未実施減算 所定単位数の1.0%を減算

感染症及び非常災害時の発生において、ご利用者サービスに提供を継続的に実施する為の策定すること。

◆高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の1.0%を減算

虐待防止の為の委員会の開催し、その結果を全職員へ周知するとともに及び虐待防止の研修を定期的に行う実施

◆ケアプラン作成に係る「主治の医師等の明確化」

＜指定居宅介護支援の具体的取扱方針＞

(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅(介護予防)サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅(介護予防)サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。

また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護及び要支援認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、(介護予防)訪問リハビリテーション及び(介護予防)通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成すること。

加算算定項目	加算算定の要件
初回加算（※１）	①新規に認定を受けて、居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受け、居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が２区分以上変更され、居宅サービス計画を作成する場合
特定事業所加算 （Ⅰ～Ⅲ）・（Ａ）	別に厚生労働大臣が定める人員基準等があり、Ⅰ～Ⅲ・Ａの人員基準等に適合した場合
特定事業所医療介護 連携加算	別に厚生労働大臣が定める人員基準等があり、Ⅰ～Ⅲ人員基準等に適合し、算定した場合に算定
入院時情報連携加算Ⅰ	利用者が病院又は診療所に入院してから３日以内に、その病院又は診療所の職員に対し、当該利用者の心身の状況や生活環境等に係る必要な情報を提供した場合（提供方法は問わない）
入院時情報連携加算Ⅱ	利用者が病院又は診療所に入院してから４日以上７日以内に、その病院又は診療所の職員に対し、当該利用者の心身の状況や生活環境等に係る必要な情報を提供した場合（提供方法は問わない）
退院・退所加算	病院若しくは診療所への入院していた方、又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所していた方が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、その病院、施設等の職員と面談して利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 ただし、初回加算を算定する場合は、この加算を算定しない
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同意し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合
ターミナルケア マネジメント加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しており、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、２４時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備した場合
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、その病院又は診療所の医師若しくは看護師等と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてその利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関して調整を行った場合

（別表２）利用者相談窓口及び苦情申し立て機関

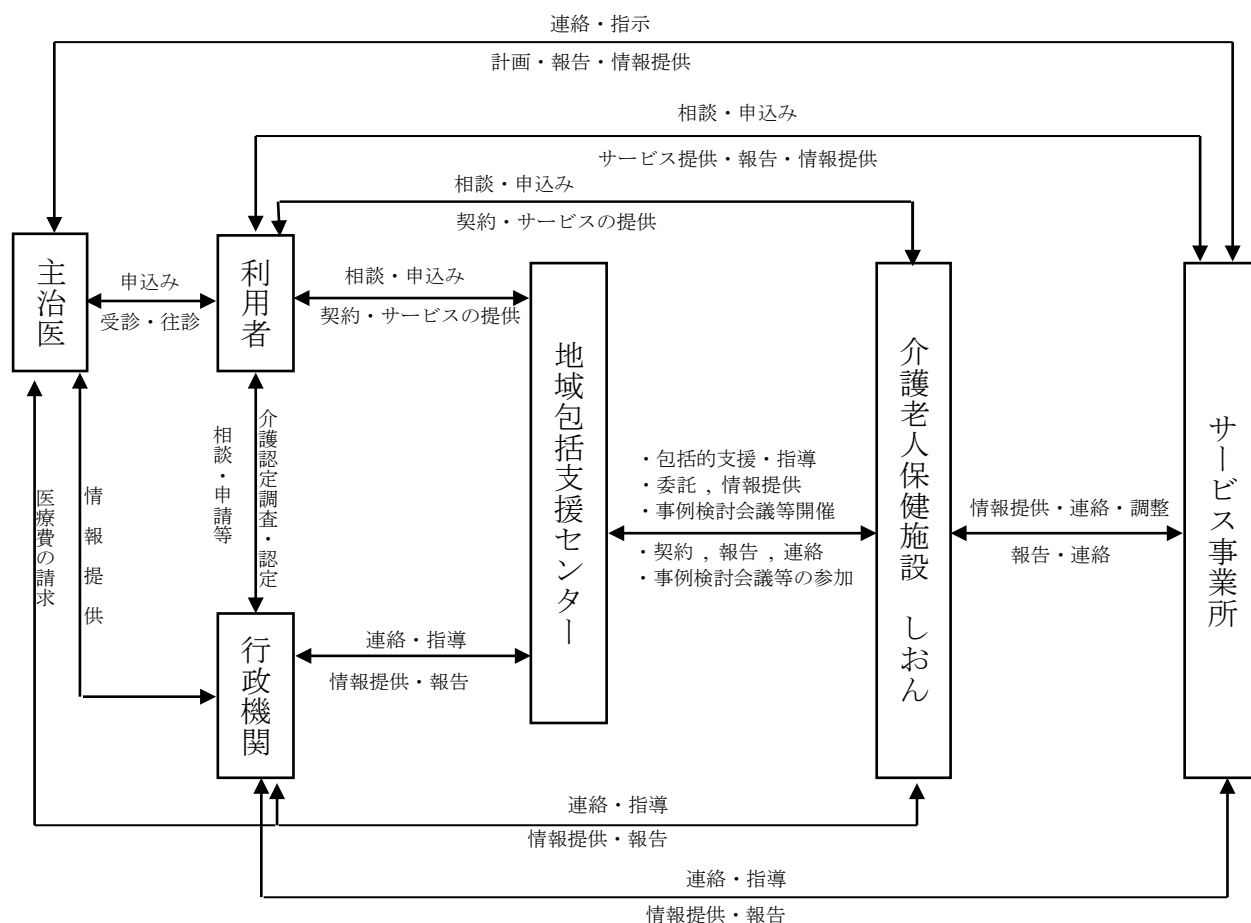
利用者相談窓口 担当者 大橋 和枝	利用日 月曜日から金曜日 （ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日を除く。） 利用時間 午前8:45～午後5:30 利用方法 電話 0225(21)5155 面接 自宅等訪問又は来所
石巻市保健福祉部 介護福祉課担当	利用日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電話 0225(95)1111
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	利用日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後4:00 利用方法 電話 022(222)7079
宮城県東部保健福祉事務所 地域保健福祉部 高齢者支援班	利用日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9:00～午後4:00 利用方法 電話 0225(95)1419

(別表 3) 虐待防止等責任者とその職務

担 当 者	職 務
虐待防止等責任者 村中 めぐみ	①委員会の設置及び開催と結果・内容の従業者への周知徹底 ②虐待防止等研修計画作成及び実施 ③苦情解決体制整備、その他虐待防止等の必要な措置等

(地域包括支援センター等関係機関との連携)

- ・ 事業所は、地域包括支援センター等が実施する事例検討会議等に積極的に参加し、専門性の向上及び質の高いケアマネジメントの実施に努める。



No.	チェック	新市町名	町名・字名	備 考	No.	チェック	新市町名	町名・字名	備 考
1	○	石巻市	茜平	(旧石巻市)	46	○	石巻市	清水町	(旧石巻市)
2	○	石巻市	あけぼの	〃	47	○	石巻市	新栄	〃
3	○	石巻市	あけぼの北	〃	48	○	石巻市	新境町	〃
4	○	石巻市	旭町	〃	49	○	石巻市	新成	〃
5	○	石巻市	あゆみ野	〃	50	○	石巻市	新館	〃
6	○	石巻市	泉町	〃	51	○	石巻市	新館南	〃
7	○	石巻市	伊勢町	〃	52	○	石巻市	新橋	〃
8	○	石巻市	鑄銭場	〃	53	○	石巻市	水明北	〃
9	○	石巻市	井内	〃	54	○	石巻市	水明南	〃
10	○	石巻市	伊原津	〃	55	○	石巻市	末広町	〃
11	○	石巻市	宇田川町	〃	56		石巻市	鹿立	〃
12	○	石巻市	浦屋敷南	〃	57	○	石巻市	住吉町	〃
13	○	石巻市	駅前北通り	〃	58	○	石巻市	千石町	〃
14	○	石巻市	大瓜	〃	59	○	石巻市	高木	〃
15	○	石巻市	大街道北	〃	60		石巻市	竹浜	〃
16	○	石巻市	大街道西	〃	61		石巻市	田代浜	〃
17	○	石巻市	大街道東	〃	62	○	石巻市	立町	〃
18	○	石巻市	大街道南	〃	63	○	石巻市	田道町	〃
19	○	石巻市	大手町	〃	64	○	石巻市	垂水町	〃
20	○	石巻市	大橋	〃	65	○	石巻市	大門町	〃
21	○	石巻市	大宮町	〃	66	○	石巻市	中央	〃
22		石巻市	荻浜	〃	67		石巻市	月浦	〃
23		石巻市	折浜	〃	68	○	石巻市	築山	〃
24	○	石巻市	開成	〃	69	○	石巻市	貞山	〃
25	○	石巻市	開北	〃	70	○	石巻市	中浦	〃
26	○	石巻市	鹿妻北	〃	71	○	石巻市	中里	〃
27	○	石巻市	鹿妻本町	〃	72	○	石巻市	中島町	〃
28	○	石巻市	鹿妻南	〃	73	○	石巻市	中瀬	〃
29	○	石巻市	門脇	〃	74	○	石巻市	中屋敷	〃
30	○	石巻市	門脇町	〃	75	○	石巻市	長浜町	〃
31	○	石巻市	川口町	〃	76	○	石巻市	流留	〃
32		石巻市	狐崎浜	〃	77	○	石巻市	南光町	〃
33	○	石巻市	向陽町	〃	78	○	石巻市	錦町	〃
34	○	石巻市	穀町	〃	79	○	石巻市	西浜町	〃
35	○	石巻市	小竹浜	〃	80	○	石巻市	西山町	〃
36		石巻市	小積浜	〃	81	○	石巻市	沼津	〃
37	○	石巻市	後生橋	〃	82	○	石巻市	根岸	〃
38	○	石巻市	幸町	〃	83	○	石巻市	のぞみ野	〃
39	○	石巻市	魚町	〃	84	○	石巻市	羽黒町	〃
40	○	石巻市	さくら町	〃	85	○	石巻市	八幡町	〃
41		石巻市	侍浜	〃	86		石巻市	蛤浜	〃
42	○	石巻市	沢田	〃	87	○	石巻市	浜松町	〃
43	○	石巻市	塩富町	〃	88	○	石巻市	東中里	〃
44	○	石巻市	潮見町	〃	89	○	石巻市	雲雀野町	〃
45	○	石巻市	重吉町	〃	90	○	石巻市	日和が丘	〃

No.	チェック	新市町名	町名・字名	備 考	No.	チェック	新市町名	町名・字名	備 考
91	○	石巻市	双葉町	(旧石巻市)	136		石巻市	中野	(旧河北町)
92		石巻市	福貴浦	〃	137		石巻市	長面	〃
93	○	石巻市	不動町	〃	138		石巻市	成田	〃
94	○	石巻市	蛇田	〃	139		石巻市	針岡	〃
95		石巻市	牧浜	〃	140		石巻市	東福田	〃
96	○	石巻市	松並	〃	141		石巻市	福地	〃
97	○	石巻市	松原町	〃	142		石巻市	二子	〃
98	○	石巻市	真野	〃	143		石巻市	馬鞍	〃
99	○	石巻市	丸井戸	〃	144		石巻市	三輪田	〃
100	○	石巻市	万石町	〃	145		石巻市	雄勝町伊勢畑	(旧雄勝町)
101	○	石巻市	三河町	〃	146		石巻市	雄勝町大須	〃
102	○	石巻市	水押	〃	147		石巻市	雄勝町大浜	〃
103	○	石巻市	水沼	〃	148		石巻市	雄勝町雄勝	〃
104	○	石巻市	美園	〃	149		石巻市	雄勝町小島	〃
105	○	石巻市	三ツ股	〃	150		石巻市	雄勝町上雄勝	〃
106	○	石巻市	三和町	〃	151		石巻市	雄勝町熊沢	〃
107	○	石巻市	緑町	〃	152		石巻市	雄勝町桑浜	〃
108	○	石巻市	湊	〃	153		石巻市	雄勝町下雄勝	〃
109	○	石巻市	湊町	〃	154		石巻市	雄勝町立浜	〃
110	○	石巻市	湊西	〃	155		石巻市	雄勝町名振	〃
111	○	石巻市	湊東	〃	156		石巻市	雄勝町船越	〃
112	○	石巻市	南境	〃	157		石巻市	雄勝町水浜	〃
113	○	石巻市	南中里	〃	158		石巻市	雄勝町明神	〃
114	○	石巻市	南浜町	〃	159		石巻市	雄勝町分浜	〃
115	○	石巻市	南谷地	〃	160	○	石巻市	鹿又	(旧河南町)
116	○	石巻市	明神町	〃	161	○	石巻市	北村	〃
117	○	石巻市	明神南	〃	162	○	石巻市	須江	〃
118	○	石巻市	恵み野	〃	163	○	石巻市	広渚	〃
119	○	石巻市	元倉	〃	164	○	石巻市	前谷地	〃
120		石巻市	桃浦	〃	165	○	石巻市	和渚	〃
121	○	石巻市	山下町	〃	166		石巻市	桃生町牛田	(旧桃生町)
122	○	石巻市	吉野町	〃	167		石巻市	桃生町太田	
123	○	石巻市	宜山町	〃	168		石巻市	桃生町檜崎	〃
124	○	石巻市	わかば	〃	169		石巻市	桃生町神取	〃
125	○	石巻市	渡波	〃	170		石巻市	桃生町給人町	〃
126	○	石巻市	渡波町	〃	171		石巻市	桃生町倉埜	〃
127		石巻市	相野谷	(旧河北町)	172		石巻市	桃生町城内	
128		石巻市	飯野	〃	173		石巻市	桃生町新田	〃
129		石巻市	大森	〃	174		石巻市	桃生町高須賀	〃
130		石巻市	尾ノ崎	〃	175		石巻市	桃生町寺崎	〃
131		石巻市	釜谷	(旧河北町)	176		石巻市	桃生町中津山	〃
132		石巻市	北境	〃	177		石巻市	桃生町永井	〃
133		石巻市	小船越	〃	178		石巻市	桃生町脇谷	〃
134		石巻市	皿貝	〃	179		石巻市	北上町女川	(旧北上町)
135		石巻市	中島	〃	180		石巻市	北上町十三浜	〃

(別 紙)

石巻市市圏域町名・字名一覽表

No.3

[illegible]

